

奈良県の
中小企業のための

金融案内

平成30年度

奈良県 産業・雇用振興部 地域産業課

〒630-8501

奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8807（直通）

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=5217>

目 次

制度融資とは	03
融資の一般的な流れ	04
融資に関する問い合わせ	05・06
チャレンジ応援資金	07・08
創業資金	09・10
奈良の飲食店・宿泊施設育成支援資金	11・12
地域未来投資促進・研究開発支援	13・14
新エネルギー・雇用促進・事業承継	15・16
緊急支援資金	17・18
一般事業資金	19・20
保証料率について	21
信用保証協会の信用保証制度	22
奈良県の直接融資制度等	裏表紙
県内市町村商工担当課	裏表紙

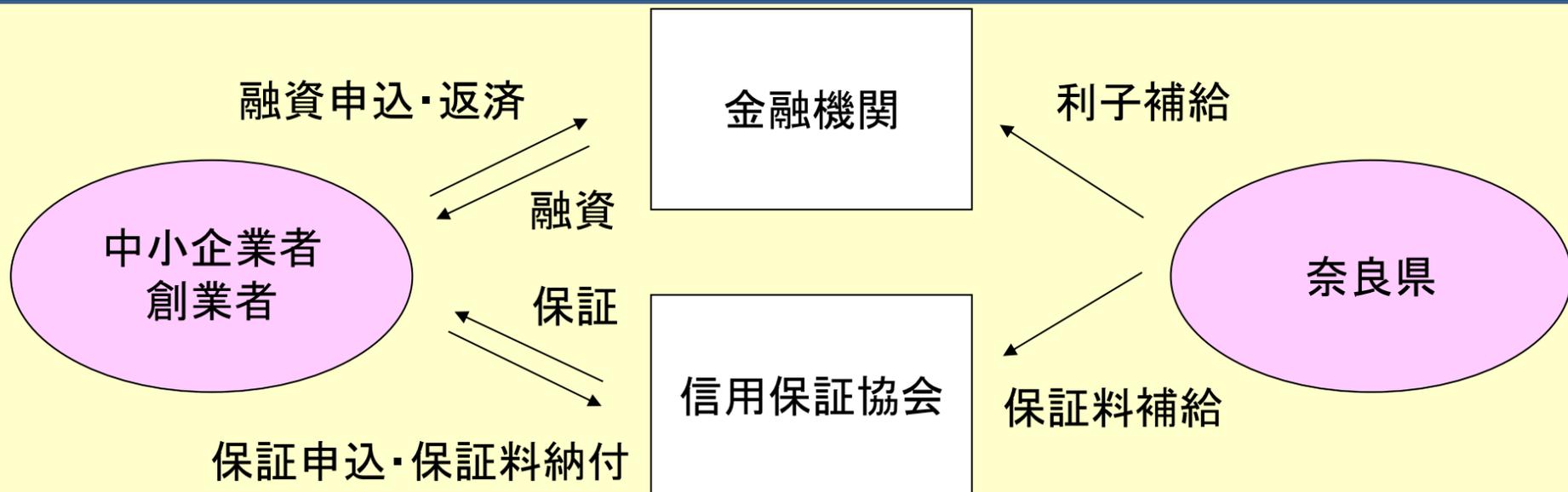
目的別資金一覧表

資金種別	状態	目的	該当資金
創業系資金	創業前 創業後1年未満の方	・新規性・独創性を備える優れた事業計画を有し、創業するとき	創業支援資金【認定枠】 P9
		・県の南部・東部地域で創業するとき	創業支援資金【南部・東部枠】 P9
		・女性、若者、シニアの方で創業するとき ・他の都道府県から県内へ移住して創業するとき	女性・若者・シニア・UIJターン創業支援資金 P9
		・県内で飲食店を創業するとき	創業支援資金【飲食店認定枠】 P11
		・県内で宿泊業を創業するとき	創業支援資金【宿泊施設認定枠】 P11
		・勤務先を5年以内に離職した方又は60歳以上の方で創業するとき ・市町村の認定特定創業支援事業による支援を受けた方で創業するとき	創業支援資金【離職者等起業促進支援】 【認定特定創業支援】 P9
		・上記のいずれにも該当しないとき	創業支援資金 P9
	創業後1年以上 5年未満の方	・創業後1年以上、5年未満の方で事業資金を必要とするとき	創業支援資金 P9
		・勤務先を5年以内に離職した方又は60歳以上の方の創業であるとき ・市町村の認定特定創業支援事業による支援を受けた方の創業であるとき	創業支援資金【離職者等起業促進支援】 【認定特定創業支援】 P9
	事業拡大系資金	現に事業を営んでいる方	・事業拡大・業種転換・経営多角化に取り組むとき
・小規模企業者であるとき			チャレンジ応援資金【小規模企業枠】 P7
・新規性・独創性を備える優れた事業計画を有するとき			チャレンジ応援資金【認定枠】 P7
・宿泊業に進出又は新たに宿泊施設を開業するとき			既存事業者による宿泊施設開業支援資金 P11
・宿泊施設を増改築するとき			宿泊施設増改築・設備整備支援資金 P11
・地域経済牽引事業計画の承認を受けているとき			地域未来投資促進資金 P13
・優れた研究開発計画を有し、研究開発に取り組むとき			研究開発支援資金 P13
・太陽光発電等の設備を導入するとき			新エネルギー等対策資金 P15
・職場環境の整備等を行うとき			職場環境整備・新卒採用支援資金 P15
事業承継資金			引き継ぐ
	・奈良県事業引継ぎ支援センター又は認定支援機関の支援を受けているとき	事業承継支援資金【一般保証型】 P15	
緊急支援資金	売上減少等を改善	・売上減少等により、資金繰りを改善したいとき	経営環境変化・災害対策資金 P17
		・「特定中小企業者」として、市町村長の認定を受けているとき	セーフティネット対策資金 P17
		・大規模な経済危機等発生時に「特例中小企業者」として、市町村長の認定を受けているとき	大規模経済危機等対策資金 P17
		・支援機関の支援を受け、事業の再生に取り組むとき	再生支援資金 P17
一般事業資金	事業資金が必要	・事業資金が必要なとき	経営強化資金 P19
		・小規模企業者で、事業資金が必要なとき	小規模企業者支援資金 P19
		・地域産業事業者で、事業資金が必要なとき	地域産業振興資金 P19
		・商工組合中央金庫の貸付対象となる団体等（中小企業等協同組合等）であるとき	組織強化育成資金 P19

※上記は主な例示です。資金ごとの条件によっては、該当資金が利用できない場合がありますので、ご了承ください。

制度融資とは

制度融資とは、融資条件（利率・融資限度額など）を奈良県が定め、奈良県信用保証協会が保証を行い、金融機関が融資を行う制度です。県が利子と保証料の一部を負担し、金融機関と奈良県信用保証協会の協力を得ることにより、中小企業の皆様が資金調達される際の負担軽減を図ることを目的としています。



融資の対象となる方

- 県内に事業所を有し、現に事業を営んでいる、県税に滞納のない中小企業者
- これから県内で新たに事業を始めようとする、県税に滞納のない中小企業者
- これから県内で新たに中小企業者として創業しようとする者

○中小企業者

■会社、個人事業者（資本金または従業員数のどちらかの要件を満たしていること）

業種	資本金	従業員数	
		一般	小規模企業者
製造業等（建設業・運輸業含）	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
医療法人等	—	300人以下	

業種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業 <small>（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）</small>	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

■特定非営利活動法人（NPO）

業種	従業員数	
	一般	小規模企業者
製造業等（建設業・運輸業含）	300人以下	20人以下
卸売業	100人以下	5人以下
小売業	50人以下	5人以下
サービス業	100人以下	5人以下

[特定非営利活動法人（NPO）の方がご利用いただけない資金]

- ・小規模企業者支援資金
- ・創業支援資金
- ・創業支援資金（認定枠）
- ・創業支援資金（南部・東部枠）
- ・創業支援資金（飲食店認定枠）
- ・創業支援資金（宿泊施設認定枠）
- ・女性・若者・シニア・UIJターン創業支援資金
- ・再生支援資金
- ・事業承継支援資金（経営承継関連保証型）

■組合

・・・法律に基づいて設立された、事業協同組合、協業組合、商工組合等及びその連合会

融資の一般的な流れ

1 相談

まずは制度融資の取扱金融機関・信用保証協会・県地域産業課でご相談ください。
金融機関や信用保証協会でご相談されると、より具体的な相談が可能です。

2 融資申込

※認定、確認等

金融機関で融資を申し込みます。

融資申込に関する書類は金融機関所定です。県税事務所で県税に滞納のないことの証明書を取得し、一般に決算書や税務申告書等を提出することが必要です。
同時に、金融機関を経由して、信用保証協会への保証申込も行うこととなります。

3 審査

金融機関と信用保証協会の審査をうけます。

金融機関と信用保証協会が、経営状況や事業内容の審査を行います。
※融資の是非は金融機関と信用保証協会が決定します。県が審査の内容に関与することはできません。

4 融資

審査を通り、融資が決定されると、融資が実行されます。

同時に、事業者は保証料を納付します。

5 返済

金融機関へ返済をします。

据置期間のある資金は、据置期間中は利子のみの返済となります。

※認定・確認等

○融資申込に、奈良県知事や市町村長の認定等が必要な資金があります

知事認定要

- チャレンジ応援資金【認定枠】
- 研究開発支援資金
- 女性・若者・シニア・UIターン創業支援資金
- 創業支援資金【認定枠】
- 創業支援資金【飲食店認定枠】
- 創業支援資金【宿泊施設認定枠】
- 創業支援資金【南部・東部枠】
- 新エネルギー等対策資金
- 既存事業者による宿泊施設開業支援資金
- 宿泊施設増改築・設備整備支援資金
- 経営環境変化・災害対策資金
- 職場環境整備・新卒採用支援資金
- 事業承継支援資金【経営承継関連保証型】

知事承認要

- 地域未来投資促進資金

知事確認要

- 創業支援資金【離職者等起業促進支援】

市町村長認定要

- セーフティネット対策資金
- 大規模経済危機等対策資金

融資に関するお問い合わせ先

奈良県

地域産業課
0742-27-8807

○制度融資全般について
○知事認定等について(下記資金)
女性・若者・シニア・UIターン創業支援資金、創業支援資金【認定枠】、創業支援資金【南部・東部枠】、チャレンジ応援資金【認定枠】、研究開発支援資金、新エネルギー等対策資金、経営環境変化・災害対策資金、創業支援資金【離職者等起業促進支援】

産業振興総合センター
0742-31-9084

○知事認定等について(下記資金)
創業支援資金【飲食店認定枠】

企業立地推進課
0742-27-8813

○知事認定等について(下記資金)
創業支援資金【宿泊施設認定枠】、既存事業者による宿泊施設開業支援資金、宿泊施設増改築・設備整備支援資金、地域未来投資促進資金

雇用政策課
0742-27-8812

○知事認定等について(下記資金)
職場環境整備・新卒採用支援資金

奈良の木ブランド課
0742-27-7470

○知事認定等について(下記資金)
創業支援資金【認定枠】、チャレンジ応援資金【認定枠】(共に、県産木材関連施設関係のみ)

奈良県信用保証協会

本店保証課
0742-33-0552
保証業務全般
(おおむね奈良県北和地域)

本店経営支援室
0742-33-0559
経営・再生・創業支援

高田支店
0745-22-9551
保証業務全般
(おおむね奈良県中南和地域)

融資に関するお問い合わせ先

取扱金融機関(順不同)

○金融機関の店舗によっては融資受付を行っていない場合がありますので、融資申込に際して、取扱窓口は事前にご確認下さい。

下記金融機関において、奈良県制度融資全制度取扱い

(※「組織強化育成資金」は商工中金のみで、「地域産業振興資金」は商工中金は取扱対象外)

南都銀行	大和信用金庫
奈良中央信用金庫	奈良信用金庫
りそな銀行	京都銀行
紀陽銀行	みずほ銀行
三菱UFJ銀行	中京銀行
第三銀行	関西アーバン銀行
大阪シティ信用金庫	新宮信用金庫
京都中央信用金庫	北伊勢上野信用金庫
三井住友銀行	近畿大阪銀行
近畿産業信用組合	商工中金奈良支店 ※

関係団体

奈良商工会議所 0742-26-6222	奈良県商工会連合会 0742-22-4411	奈良県中小企業再生支援協議会 0742-26-6251
大和高田商工会議所 0745-22-2201	奈良県中小企業団体中央会 0742-22-3200	(公財)奈良県地域産業振興センター 0742-36-8311
橿原商工会議所 0744-28-4400	奈良県部落解放企業連合会 0744-23-3535	奈良県よろず支援拠点 0742-81-3840
生駒商工会議所 0743-74-3515	なら人権情報センター 0744-33-8585	

チ ャ レ ン ジ 応 援 資 金

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額			融資期間 (うち据え置き)	融資利率	保証料率	備考
チャレンジ応援資金	次のいずれかに該当する、設備投資を伴う事業資金を必要とする方 ①県内で事業所の拡大または設備の新增設等、事業を拡大しようとする方 ②現在行っている事業を廃業し、県内で異なる業種(※)の事業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする方(開始後6か月未満の方を含む。) ③現在行っている事業を継続しながら、県内で異なる業種(※)の事業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとする方(開始後6か月未満の方を含む。)	設 備	2億8,000万円			15年 (1年)	金融機関所定	0%~1.20% ※P.21保証料率表 区分(A)参照 <CRD8,9は0%>	(※)「異なる業種」の判断は、日本標準産業分類(3桁分類)によります。 奈良県信用保証協会保証付融資からの借換可
		運 転 運 設	※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下 ※運転のみの利用不可			10年 (1年)			
		設 備	5,000万円			15年 (1年)			
運 転 運 設	※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下 ※運転のみの利用不可			10年 (1年)					
認定枠	上記の①~③に該当する方で、優れた事業計画を有すると知事が認定した方 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【奈良の木枠】 上記の①~③に該当する方で、奈良の木を利用した優れた事業計画を有すると知事が認定した方 ※ 奈良県産材を内外装の見える部分に、一定量以上使用した建築物を使用する方 </div>	設 備	5,000万円			15年 (1年)	0% <奈良県が全額負担>	知事認定の申込先は、地域産業課 借換不可	
知事認定要	運 転 運 設	※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下 ※運転のみの利用不可			10年 (1年)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 奈良の木枠の知事認定の申込先は、奈良の木ブランド課 </div>			

チャレンジ応援資金【認定枠】のお申し込みについて(奈良の木枠を除く)

- ・事業計画の策定にあたっては、認定経営革新等支援機関(右記参照)等の支援を受けて策定してください。
- ・知事認定のお申し込みの際には、必ず取扱金融機関に対し、事業計画の相談を行ってください。
- ・取扱金融機関においては、知事認定の申請の前に、県地域産業課に対し、事業計画に「ビジネスモデルの新規性・獨創性」(右記参照)などが備わっているかどうか必ず確認を受けてください。(事前相談期間は、県地域産業課ホームページに掲載)
- ・中小企業等経営強化法第8条第3項の経営革新計画の承認を受けた方、やまと創業インキュベータ入居者(過去3年以内に入居を許可された者を含む。)、または奈良起業家創出促進事業(ビジコン奈良)入賞者につきましては、事業計画の審査を省略しますので、まずは取扱金融機関までご相談ください。

認定経営革新等支援機関とは・・・

中小企業を支援する高い専門性を有するものとして、「中小企業等経営強化法」に基づき、国の認定を受けた機関です。奈良県では、制度融資取扱金融機関の本支店、商工会、中小企業診断士等の機関が指定されています。
 (【参考】中小企業庁HP: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kyoku/ichiran.htm>)

「ビジネスモデルの新規性・獨創性のポイント」

- ①商品、サービスの新しさ、独自のアイデアや工夫などがあるか。
- ②商品、サービスの提供方法の新しさ、独自のアイデアや工夫などがあるか。
- ③商品、サービスの生産、開発に独自の技術、ノウハウ、強みがあるか。

※詳しくは、県地域産業課ホームページをご覧ください。

創 業 資 金

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額			融資期間 (うち据え置き)	融資利率	保証料率	備考
創業支援資金 (責任共有制度対象外) (1) 創業一般	県内で創業しようとする方等で、次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、あるいは2か月以内に会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後5年を経過しない方	設 備 運 転 運 設	2,000万円			7年 (1年)	1.575%	0.80%	「離職者等起業促進支援」の知事確認の申込先は、地域産業課 借換不可
	離職者等起業促進支援 上記に該当する方で、次のいずれかに該当する方 ア 知事確認申請日前5年以内に勤務先を離職した方 イ 知事確認申請日において60歳以上の方							0% 〈奈良県が全額負担〉	
	認定特定創業支援事業による支援を受けた方 上記「(1)創業一般①・②」に該当する方で、「産業競争力強化法」に基づく認定特定創業支援事業(右記※)による支援を受け、市町村長による証明書の発行を受けた方								
創業支援資金 (責任共有制度対象外) (2) 創業・分社化	県内で創業しようとする方等で、次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、借入額と同額以上の自己資金を有し、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、あるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する方(分社化等) ③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは上記②(分社化等)による会社設立後5年を経過しない方	設 備 運 転 運 設	1,500万円			7年 (1年)	1.575%	0.80%	(※)認定特定創業支援事業とは… 「産業競争力強化法」に基づき、市町村と認定連携創業支援事業者(商工会等)が実施する特定創業支援事業です。市町村別の計画の概要については、下記HP参照。 (中小企業庁HP) http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiik/nintei.html
	離職者等起業促進支援 上記「(2)創業・分社化①・③」に該当する方で、次のいずれかに該当する方 ア 知事確認申請日前5年以内に勤務先を離職した方 イ 知事確認申請日において60歳以上の方							0% 〈奈良県が全額負担〉	
	認定特定創業支援事業による支援を受けた方 上記「(2)創業・分社化①・③」に該当する方で、「産業競争力強化法」に基づく認定特定創業支援事業(右記※)による支援を受け、市町村長による証明書の発行を受けた方								
	認定枠 上記「(2)創業・分社化①～③」に該当する方(③については、事業開始後または会社設立後1年未満に限る)で、優れた事業計画を有すると知事が認定した方 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; font-size: small;"> 【奈良の木枠】 奈良の木を利用した優れた事業計画を有すると知事が認定した方 ※奈良県産材を内外装の見える部分に、一定量以上使用した建築物を使用する方 </div>								
南部・東部枠 上記「(2)創業・分社化①～③」に該当する方(③については、事業開始後または会社設立後1年未満に限る)のうち県南部地域・東部地域で創業を予定又は事業を営んでおり、認定経営革新等支援機関の支援を受けた者であると知事が認定した方 【対象市町村】…五條市、吉野郡、御所市、高市郡、宇陀市、山辺郡、宇陀郡									
女性・若者・シニア・UIJターン 創業支援資金 (責任共有制度対象外) 知事認定要	上記「(2)創業・分社化①～③」に該当(③については、事業開始後または会社設立後1年未満に限る)し、次のいずれかに該当する方で、認定経営革新等支援機関の支援を受けた者であると知事が認定した方 ア 女性 イ 35歳未満の方 ウ 55歳以上の方 エ UIJターン該当者(申請日前1年以内に新たに県内に住所を定めた者をいう)						0% 〈奈良県が全額負担〉	知事認定の申込先は、地域産業課 借換不可 知事認定の申込先は、地域産業課 借換不可	

創業支援資金【認定枠】のお申し込みについて (奈良の木枠を除く)

- ・事業計画の策定にあたっては、認定経営革新等支援機関(P8下段参照)等の支援を受けて策定してください。
- ・知事認定のお申し込みの際には、必ず取扱金融機関に対し、事業計画の相談を行ってください。
- ・取扱金融機関においては、知事認定の申請の前に、県地域産業課に対し、事業計画に「ビジネスモデルの新規性・獨創性」(P8下段参照)などが備わっているかどうか必ず確認を受けてください。(事前相談期間は、県地域産業課ホームページに掲載)
- ・やまと創業インキュベータ入居者(過去3年以内に入居を許可された者を含む。)、奈良起業家創出促進事業(ビジコン奈良)入賞者、または奈良県立なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科卒業者につきましては、事業計画の審査を省略しますので、まずは取扱金融機関までご相談ください。

創業支援資金【南部・東部枠】、女性・若者・シニア・UIJターン創業支援資金のお申し込みについて

- ・認定経営革新等支援機関(P8下段参照)の支援を受けて事業計画を策定してください。

奈良の飲食店・宿

泊施設育成支援資金

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間 (うち据え置き)	融資利率	保証料率	備考
創業支援資金 (責任共有制度対象外)							
飲食店認定枠 知事認定要	県内で飲食店を創業しようとする方で、次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、借入額と同額以上の自己資金を有し、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、あるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する方(分社化等) ③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは上記②(分社化等)による会社設立後1年を経過しない方	設 備 運 転 運 設	1,500万円 ただし、①に該当する方は自己資金と同額が限度 ※宿泊施設認定枠については、運転のみの利用不可	7年 (1年)	0% 〈奈良県が全額負担〉		知事認定の申込先は、産業振興総合センター 借換不可
	宿泊施設認定枠 知事認定要						
既存事業者による 宿泊施設開業 支援資金 知事認定要	県内で宿泊施設を開業しようとする次のいずれかに該当する方で、その事業計画について知事の認定を受けた方 (1)県内で宿泊業に進出しようとする方で、次の①又は②に該当する方 ①現在行っている事業を廃業し、宿泊業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする方 ②現在行っている事業を継続しながら、宿泊業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとする方 (2)県内の既存宿泊施設事業者であって、新たに宿泊施設を開業しようとする方	設 備 運 転 運 設	2億8,000万円 ※運転のみの利用不可	15年 (1年)	1.975% ※ただし、平成31年3月31日までに融資実行を受けた方に県が5年間2%を上限とした利子補助	0~0.90% ※P.21保証料率表 区分(B)参照 〈CRD6~9は0%〉	知事認定の申込先は、企業立地推進課 借換不可
	宿泊施設増改築・ 設備整備支援資金 知事認定要			宿泊施設の増築・改築及び設備の設置を行おうとする、県内の既存宿泊施設事業者で、その事業計画について知事の認定を受けた方			

地域未来投資促進

研究開発支援

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間 (うち据え置き)	融資利率	保証料率	備考
地域未来投資 促進投資資金 知事承認要	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき、地域経済牽引事業計画について知事（地域経済牽引事業を地方公共団体と共同して行うときは、主務大臣）の承認を受けた方で、その承認に係る当該事業計画に従って事業を行う方	設備 運転 運設	2億8,000万円 〈普通保証と別枠保証〉	15年 (1年) 7年 (1年)	金融機関所定	0% 〈奈良県が全額負担〉	知事承認の申込先は、企業立地推進課 借換不可
研究開発支援資金 知事認定要	新製品や新サービスの提供等に向け、実証研究や試作品製造等の研究開発を行う方で、優れた研究開発計画を有すると知事が認定した方	設備 運転 運設	5,000万円	15年 (5年)	0% 〈奈良県が全額負担〉	知事認定の申込先は、地域産業課 借換不可	

<研究開発支援資金のお申し込みについて>
 ・研究開発計画の策定にあたっては、認定経営革新等支援機関(P8下段参照)等の支援を受けて策定してください。
 ・知事認定のお申し込みの際には、必ず取扱金融機関に対し、研究開発計画の相談を行ってください。
 ・取扱金融機関においては、当該研究開発計画について、県地域産業課に相談のうえ、提出してください。

<対象となる研究開発について>
 優れた研究開発計画を有する方とは…
 次のいずれかに該当する方
 ①開発する技術又は製品が新規性を有し、一定の技術レベルを有する研究開発で、実現可能性のある計画を有する方。
 ②「奈良県産業振興総合センター中期研究開発方針」の「第4中期研究開発方針」の「1基本方針」のうちの(1)から(3)（右記参照）のいずれかに対応する研究開発計画を有する方。
 ③「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づき、経済産業大臣から特定研究開発等計画の認定を受けた方。

※既に実用化されている技術の単なる利用や基礎学問の研究にとどまるものは含みません。

「奈良県産業振興総合センター中期研究開発方針 第4中期研究開発方針 1基本方針(1)から(3)」とは…

- ①グローバルニッチトップ企業の持続もしくは目指すための研究開発**
 世界市場の特定分野において高度で優れた独自技術により、市場占有率の高い製品の開発を目指す者の研究開発。
- ②新産業分野の創出・育成を目指した研究開発**
 医療・健康分野、エネルギー・環境分野、宇宙・航空分野、生活関連（繊維、プラスチック、食品）分野。
- ③核となる技術（コアコンピタンス）の形成を目指す研究開発**
 市場において長期にわたり優位性を確保するため、短期間で容易に模倣できないオリジナリティーの高い核となる技術の形成を目指す研究開発。

※詳細につきましては、奈良県産業振興総合センター 生活・産業技術研究部 研究支援室(0742-33-0863)へお問い合わせください。

新 エ ネ ル ギ ー

雇 用 促 進

事 業 承 継

資 金 名	融 資 対 象 者	資 金 使 途	融 資 限 度 額		融 資 期 間 (うち据え置き)	融 資 利 率	保 証 料 率	備 考
<p>新 工 業 策 資 金</p> <p>知事認定要</p>	<p>次のいずれかの設備等を導入する方として、知事の認定を受けた方</p> <p>①再生可能エネルギーを活用する施設等 ②省エネルギーに資する設備等 ③革新的なエネルギーの高度技術活用設備等 ④その他、上記以外でエネルギーの高度・効率的な利用に資するもの</p>	設 備	2億8,000万円		15年 (1年)		0~0.96%	知事認定の申込先は、地域産業課 借換不可
<p>職 場 環 境 整 備 ・ 新 卒 採 用 支 援 資 金</p> <p>知事認定要</p>	<p>次のいずれかに該当する方で、知事の認定を受けた方</p> <p>①事業所内託児施設の新築・増改築等をしようとする方 ②事業所内のバリアフリー化をしようとする方 ③事業所内託児施設の運営を行う方 ④育児休業取得のための支援を行う方 ⑤在宅勤務制度または短時間勤務制度を導入している方 ⑥「奈良県社員・シャイン職場づくり登録企業」である方 ⑦新規学卒者または卒業後3年以内の既卒者※を正規雇用して1年以内である方で、申請前6ヶ月以内に事業主都合による解雇を行っていない方</p> <p>※1年以上継続して同一の事業主のもとで正規雇用された経験がない者に限る。</p>	設 備 左記①~②	8,000万円		7年 (1年)	金融機関所定	※P.21保証料率表 区分(C)参照 〈CRD8,9は0%〉	知事認定の申込先は、雇用政策課 借換不可
		運 転 左記③~⑦	2,000万円					
<p>事 業 承 継 支 援 資 金 【 経 営 承 継 関 連 保 証 型 】 【 所 定 枠 】 【 固 定 枠 】</p> <p>知事認定要</p>	<p>県内で事業承継を行う方で、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく知事の認定を受けた方</p>	設 備 運 転 運 設	1億円		10年 (1年)	【所定枠】 金融機関所定 【固定枠】 1.575%	0% 〈奈良県が全額負担〉	知事認定の申込先は、産業振興総合センター ※[一般保証型]との併用は不可 借換不可
<p>事 業 承 継 支 援 資 金 【 一 般 保 証 型 】 【 所 定 枠 】 【 固 定 枠 】</p>				<p>奈良県事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関(P8下段参照)の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行う方</p>				※[経営承継関連保証型]との併用は不可 借換不可

緊急支 援 資 金

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間 (うち据え置き)	融資利率	保証料率	備考
経営環境変化・災害対策資金 融資対象 1 は知事認定要	1. 次のいずれかに該当する方で、知事の認定を受けた方 ①エネルギーの有効利用に資する設備を設置する方 ②災害により被害を受けた方 ③関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債権を有する方 ④地域振興対策として経営の合理化・近代化を図る方 ※②及び③については事実発生日の翌日から1年以内 2. 最近3か月の月平均売上高又は売上総利益若しくは営業利益が前年同期比5%以上減少しており、一時的に業況が悪化している方 3. 社会的要因による突発的出費又は業況の悪化により資金繰りに支障をきたしている方	設備 運 転 運 設	5,000万円	7年 (1年)	5年以内 1.775% 5年超 1.975%	0.45～1.56% ※P.21保証料率表 区分(D)参照	融資対象者「1」の知事認定申込先は、地域産業課 奈良県信用保証協会の保証付融資(県制度融資を含む場合に限り)からの借換可
セーフティネット対策資金 【所定枠】 【固定枠】 (責任共有制度対象外) 市町村長認定要	「中小企業信用保険法」第2条第5項各号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた方 1号 連鎖倒産の防止 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 3号 突発的災害(事故等) 4号 突発的災害(自然災害等) 5号 業況の悪化している業種(全国的) 6号 取引金融機関の破綻 7号 取引金融機関の経営の合理化に伴う金融取引の調整 8号 取引金融機関の整理回収機構に対する貸付債権譲渡			7年 (1年)	【所定枠】 金融機関所定 【固定枠】 5年以内 1.775% 5年超 1.975%	(1、2、3、4、6号) 0.70% (5、7、8号) 0.63%	5号、7号、8号は責任共有制度対象。 認定の申込先は、事業所の所在する市町村(認定の申請については、各市町村にお問い合わせください。) 奈良県信用保証協会の保証付融資(県制度融資を含む場合に限り)からの借換可
大規模経済危機等対策資金 【所定枠】 【固定枠】 (責任共有制度対象外) 市町村長認定要	「中小企業信用保険法」第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」として市町村長の認定を受けた方	運 転	5,000万円	10年 (2年)	【所定枠】 金融機関所定 【固定枠】 1.675%	0.60%	認定の申込先は、事業所の所在する市町村(認定の申請については、各市町村にお問い合わせください。) 奈良県信用保証協会の保証付融資からの借換可 ※国の全国統一保証制度の対象として創設
再生支援資金	「産業競争力強化法」に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う方 (例) 1: 奈良県中小企業再生支援協議会の支援により、経営改善計画等に基づき、再生事業を実施する方 2: 奈良県中小企業支援ネットワーク経営サポート会議の支援を受けている方 (他) ・独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ・特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ・株式会社整理回収機構が策定を支援した再生支援計画 ・株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ・私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ・個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画	設備 運 転 運 設	5,000万円	15年 (1年)	1.975%	0.60% ※責任共有制度対象外からの同額借換の場合 0.80%	奈良県信用保証協会保証付融資からの借換可

一 般 事 業 資 金

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間 (うち据え置き)	融資利率	保証料率	備考		
経営強化資金 【所定枠】 【固定枠】	事業資金を必要とする方	設 備 運 転 運 設	5,000万円	10年 (1年)	【所定枠】 金融機関所定 【固定枠】 2.075%	0.45～1.56% ※P.21保証料率表 区分(D)参照	奈良県信用保証協会の保証付融資(県 制度融資を含む場合に限り。)からの借 換可		
	創業支援資金 利用者					過去に県制度融資の「創業支援資金(各種認定枠等を含む。)」を利用した方で、創業後5年未満の方		0.45～0.80% ※P.21保証料率表区分(D)に おけるCRD区分1～6に該当 する方の保証料率は一律0.80%	
小規模企業者支援資金 (責任共有制度対象外) 【所定枠】 【固定枠】	小規模企業者で事業資金を必要とする方 ※融資限度額は、既保証債務残高(根保証においては融資限度額)との 合計で2,000万円の範囲	設 備 運 転 運 設	2,000万円			【所定枠】 金融機関所定 【固定枠】 1.775%		0.23～1.59% ※P.21保証料率表 区分(E)参照	借換不可
地域産業振興資金 【所定枠】 【固定枠】	地域産業事業者で事業資金を必要とする方	設 備 運 転 運 設	5,000万円			【所定枠】 金融機関所定 【固定枠】 1.775%		0.20～1.31% ※P.21保証料率表 区分(F)参照	奈良県信用保証協会の保証付融資(県 制度融資を含む場合に限り。)からの借 換可 ※商工組合中央金庫は取扱対象外
組織強化育成資金	中小企業等協同組合、商工組合、その他組合で商工中 金の貸付対象となる団体並びに組合員の方	設 備 組 合 : 1億円 組 合 員 : 8,000万円		10年 (1年)	2.075%	-	※取扱金融機関: 商工組合中央金庫のみ 借換不可		
		運 転 組 合 : 1億円 組 合 員 : 7,000万円		7年 (1年)					

保証料率一覧表（弾力化保証料率）

区分(A)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	基本料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	引き下げ率(%)	△ 0.70	△ 0.70	△ 0.70	△ 0.70	△ 0.70	△ 0.70	△ 0.70	△ 0.60	△ 0.45
	利用者保証料率(%)	1.20	1.05	0.85	0.65	0.45	0.30	0.10	0.00	0.00
	【該当資金】	○チャレンジ応援資金								
区分(B)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	基本料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	引き下げ率(%)	△ 1.00	△ 1.00	△ 1.00	△ 1.00	△ 1.00	△ 1.00	△ 0.80	△ 0.60	△ 0.45
	利用者保証料率(%)	0.90	0.75	0.55	0.35	0.15	0.00	0.00	0.00	0.00
	【該当資金】	○既存事業者による宿泊施設開業支援資金 ○宿泊施設増改築・設備整備支援資金								
区分(C)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	基本料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	引き下げ率(%)	△ 0.94	△ 0.89	△ 0.85	△ 0.81	△ 0.77	△ 0.72	△ 0.68	△ 0.60	△ 0.45
	利用者保証料率(%)	0.96	0.86	0.70	0.54	0.38	0.28	0.12	0.00	0.00
	【該当資金】	○新エネルギー等対策資金 ○職場環境整備・新卒採用支援資金								
区分(D)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	基本料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	引き下げ率(%)	△ 0.34	△ 0.29	△ 0.25	△ 0.21	△ 0.17	△ 0.12	△ 0.08	△ 0.04	0.00
	利用者保証料率(%)	1.56	1.46	1.30	1.14	0.98	0.88	0.72	0.56	0.45
	【該当資金】	○経営強化資金 ○経営環境変化・災害対策資金 ○経営改善支援資金								
区分(E)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	全国小口保証料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	引き下げ率(%)	△ 0.61	△ 0.56	△ 0.52	△ 0.48	△ 0.44	△ 0.39	△ 0.35	△ 0.31	△ 0.27
	利用者保証料率(%)	1.59	1.44	1.28	1.12	0.91	0.71	0.55	0.39	0.23
	【該当資金】	○小規模企業者支援資金								
区分(F)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	基本料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	引き下げ率(%)	△ 0.59	△ 0.54	△ 0.50	△ 0.46	△ 0.42	△ 0.37	△ 0.33	△ 0.29	△ 0.25
	利用者保証料率(%)	1.31	1.21	1.05	0.89	0.73	0.63	0.47	0.31	0.20
	【該当資金】	○地域産業振興資金								

※ CRDとは、中小企業リスク情報データベースの通称です。CRDにより財務諸表（貸借対照表・損益計算書）の情報を評価し、一定の要素を加味したうえで、保証料率が決定されます。（詳しくは、奈良県信用保証協会にご確認下さい。）
また、上記資金以外の保証料率は一定の率となります。

奈良県信用保証協会の信用保証制度

奈良県の制度融資以外にも、信用保証協会の保証制度を利用して、各金融機関で融資を受けることができます。詳しくは、下記の信用保証協会本支店または各金融機関にお問い合わせください。

本店：奈良市法蓮町163-2
 高田支店：大和高田市幸町2-33(奈良県産業会館内)
 ホームページ：http://www.nara-cgc.or.jp

TEL 0742-33-0552
 TEL 0745-22-9551

制度名	保証概要	保証限度額	保証期間	保証料率
一般保証 (責任共有対象)	経営の維持・発展のための事業資金について行う保証	2億8,000万円	運転10年以内 設備15年以内	下記保証料率一覧表 「基本料率」参照
創業関連保証 (責任共有対象外)	新たに事業を開始するための資金について行う保証	2,000万円	10年以内	年1.00%
創業等関連保証 (責任共有対象外)		1,500万円		年1.00%
流動資産担保融資保証 (責任共有対象)	売掛債権・棚卸資産を担保とした融資に対する保証	2億円	個別保証1年 根保証1年 (根保証の延長は3年まで)	年0.68%
経営力強化保証 (責任共有対象)	金融機関及び認定経営革新等支援機関との連携により、経営力の強化を図る保証	2億8,000万円	運転5年以内 設備7年以内 (借換は10年以内)	下記保証料率一覧表 「経営力強化(責任共有対象)」参照
経営力強化保証 (責任共有対象外)				下記保証料率一覧表 「経営力強化(責任共有対象外)」参照
事業再生計画実施関連保証 (責任共有対象)	金融機関及び認定支援機関との連携により、事業再生を図る保証	2億8,000万円	運転・設備とも 15年以内 (一括返済は1年以内)	年0.80%
事業再生計画実施関連保証 (責任共有対象外)				年1.00%

※ 上記保証制度以外にも、ご利用目的に合わせて各種の制度がございます。

【信用保証料について】

従来は一律であった保証料率を、平成18年度より一部の保証制度を除き、企業者のみなさまの経営状況を踏まえた料率に変更させていただきます。なお、保証料率の表示については、融資金額に対する料率を記載しております。

【保証料率一覧表】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基本料率 (責任共有対象)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
経営力強化 (責任共有対象)	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
経営力強化 (責任共有対象外)	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50

※ 決算書類(貸借対照表・損益計算書)を作成していない事業者については、区分⑤を適用いたします。

※ 会計参与を設置したことを確認できる会社については0.1%の割引を行います(一部の制度を除く)。

※ 経営力強化保証について、決算書類(貸借対照表・損益計算書)を作成していない事業者については、責任共有対象保証は基本料率区分⑤、責任共有対象外保証は小口零細区分⑤を適用します。

政府系金融機関の融資制度

政府系金融機関には、信用保証協会の保証を条件としない融資制度など、中小企業者を対象とした各種融資制度があります。詳しくは、下記にお問い合わせ下さい。

日本政策金融公庫 奈良支店(国民生活事業)	奈良市大宮町7-1-33	TEL 0742-36-6700
日本政策金融公庫 奈良支店(中小企業事業)	奈良市大宮町7-1-33	TEL 0742-35-9910
商工組合中央金庫 奈良支店	奈良市林小路町8-1	TEL 0742-26-1221